

令和8年8月10日

請求人 様

川西市監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員 向 山 愛 子

川西市監査委員 吉 岡 健 次

住民監査請求について（通知）

令和8年7月9日付で提出のありました住民監査請求について、別紙のとおり決定しましたので通知します。

決 定 書

第1 請求人
住 所
氏 名

第2 請求年月日
令和8年7月9日

第3 請求の要旨
請求人が提出した請求は、下記のとおり、ほぼ原文のまま記載する。

1. 請求の趣旨

川西市上下水道局が平成23年から災害備蓄目的として製造した行政財産について、同局はふるさと納税返礼品の登録申請に際し、実際の製造原価（R6年度130円／本・R7年度163.7円／本：別紙－1）ではなく、市内コンビニ2店舗への提供単価である70円（別紙－1）を原価として申告しており、実際の製造原価（130円・163.7円）と異なる原価を申告した事実が認められる。この原価申告を前提として川西市産業振興課は返礼品登録を承認し、返礼品として提供した。さらに、当該行政財産を実際の製造原価を下回る70円で外部企業（市内コンビニ2店舗）へ提供した行為が存在する。

これらの行為について、以下の違法・不当が認められると考える。

①返礼率の違法性

実際の製造原価より大幅に低い70円を原価として申告した結果、返礼率は令和6年度52%、令和7年度65.4%となり、総務省告示第179号および地方税法第37条の2第2項第2号が定める「返礼割合3割以下」の制度基準に明白に違反している。

なお、この返礼割合3割基準違反は、行政財産の目的外使用許可の有無によって解消される性質のものではなく、自治体が現に支出した調達費が寄附額の3割を超過しているという事実に基づく、国の制度基準に対する重大な違反である。

なお、川西市は総務省に対し、6,000円の寄附額に対して「70円×24本＝1,680円」を原価として申告しており、申告上の返礼率は28%となる。しかし、実際の製造原価（令和6年度130円／本、令和7

年度163円／本)を用いた場合、返礼率は令和6年度52%、令和7年度65.4%となり、総務省告示第179号および地方税法第37条の2第2項第2号が定める返礼割合3割以下の制度基準に明白に違反する。

②行政財産管理義務違反

行政財産を原価割れの単価で外部企業へ提供した行為は、地方自治法第238条の4および地方公営企業法第17条が定める行政財産の適正管理義務に反する。

③違法状態の放置（怠る事実）

これらの制度違反について、川西市はその可能性を認識していたか、または通常の注意を尽くせば容易に認識し得たにもかかわらず、返礼品登録の見直し、原価の再確認、提供単価の是正、返礼率の適正化等の必要な措置を講じなかったことは、地方自治法第242条第1項にいう「財務会計上の行為を怠る事実」に該当する。

以上より、本件は、

- ・行政財産の管理・処分、
- ・製造委託契約の締結、
- ・加工費の支出、
- ・返礼品登録・提供、
- ・違法状態を是正しない怠る事実

等の一連の財務会計行為を構成する。

よって、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員に対し、本件に係る財務会計行為について必要な監査を行い、その結果に応じて川西市長および関係職員に対し、法令に基づく適切な措置を講ずることを求める。

2. 対象となる財務会計行為および違法・不当性の骨子

なお、本件における違法性の中心は、行政財産の目的外使用許可の有無ではなく、自治体が現に支出した調達費が寄附額の3割を大幅に超過しているという、総務省告示第179号および地方税法第37条の2第2項第2号に基づく制度違反である。

本件における違法・不当性は、①行政財産の低額提供、②行政財産の目的外使用、③返礼割合3割基準違反、④内部規範違反、⑤公営企業会計基準違反、⑥用途転換による複合違反、⑦PR妥当性の欠如の7類型に整理される。

本件返礼品（災害備蓄水）は、平成23年から令和3年までは災害備蓄目的で製造・保管されていた行政財産であるが、令和4年度以降、広報目的・返礼品目的へ転用されている。行政財産の目的外使用は、本件における違法の一つであるが、違法性の中心は、自治体が現に支出した調達費が寄附額の3割を大

幅に超過しているという、総務省告示第179号および地方税法第37条の2第2項第2号に基づく返礼割合3割基準違反である。

以下、本件に係る財務会計行為の違法・不当性を体系的に整理する。

(1) 行政財産の無償・低額提供（地方自治法第237条第2項違反）

①対象行為

災害備蓄目的で製造したペットボトル水（行政財産）について、

- ・令和6年度製造原価：130円／本
- ・令和7年度製造原価：163.7円／本（いずれも別紙1）

にもかかわらず、条例に基づく使用許可手続を経ずに、1本70円で市内コンビニ2店舗へ提供した行為。

②法令

地方自治法第237条第2項「行政財産を民間事業者に使用させる場合には、条例に基づく許可と相当の対価の徴収が必要」

③違法性の構造

- ・用途変更手続なし
 - ・行政財産使用許可なし
 - ・原価の半額以下（163円→70円）で提供
→「相当の対価」の徴収を欠く明白な違法
- なお、市が「PR目的の提供」と主張したとしても、
- ・民間事業者への引渡し
 - ・店舗内での陳列・販売が行われている以上、地方自治法第237条第2項にいう「行政財産の使用」に該当し、許可と対価徴収義務は免れない。

(2) 行政財産の目的外使用（地方自治法第238条の4違反）

①対象行為： 災害備蓄目的で製造したペットボトル水を、

- ・用途変更手続
- ・目的外使用許可を経ずに、

上下水道局が返礼品登録を申請し、産業振興課（ふるさと納税窓口）が返礼品と提供した行為。

②法令：

地方自治法第238条の4「普通地方公共団体の行政財産は、その用途又は目的を変更しない限り、これを当該用途又は目的以外のために使用し、又は収益してはならない。」

③違法性の構造：

- ・行政財産の用途は「災害備蓄」
- ・返礼品・販売・PRへの転用は用途と明確に異なる

- ・用途変更議決なし
- ・目的外使用許可なし

→ 行政財産の目的外使用が継続的に発生

令和6年9月定例会で上下水道局長は、災害備蓄水を広報事業・イベント販売・返礼品等に活用している旨を明言（別紙－2）しており、用途外使用の事実は市自身が認めている。

さらに令和7年4月18日以降、市内コンビニ2店舗で販売が開始され、行政財産が「販売用物品」として取り扱われている事実が確認できる。

よって、本件は地方自治法第238条の4に明確に違反する。

なお、災害備蓄水は市内コンビニ2店舗だけでなく、市の施設である黒川里山センター（川西市黒川字中尾264）でも販売されている事実が確認できる。これは、災害備蓄目的で製造した行政財産が、市自身の施設においても販売用物品として取り扱われていることを示すものであり、行政財産の目的外使用（地方自治法第238条の4）および備蓄量の圧迫（地方自治法第2条第14項）をさらに補強する重要な事実である。

（3）返礼割合3割基準違反（総務省告示第179号違反）

①対象行為：

返礼品「川西市のもしもに備えた優しい水」（500mL×24本、寄附額6,000円）について、調達費が寄附額の3割を大幅に超過しているにもかかわらず、令和6年12月～令和8年6月22日まで返礼品として提供し続けた行為（6月19日市産業振興課の県への質問により6月22日に一時停止した）。

②法令・告示：

- ・総務省告示第179号第4条第1号「返礼品等の調達に要する費用の額とは、地方団体が現に支出した額とする。」
- ・同告示に基づく運用基準（Q&A問9）「返礼割合は個別の寄附ごとに3割以下である必要がある。」

③事実：

- ・R6年度：130円／本×24本＝3,120円（返礼率52%）
- ・R7年度：163.7円／本×24本＝約3,928円（返礼率65.4%）
- ・寄附額：6,000円
- ・寄附額の3割：1,800円

→ いずれも3割基準を大幅に超過

さらに、

- ・令和7年4月18日以降、コンビニ販売を開始
- ・令和7年8月29日、賞味期限5年へ変更し再登録

・令和８年度、備蓄量が確保できない旨を危機管理課へ通知（別紙）
これらは、災害備蓄水が返礼品・販売用物品として扱われ、本来の備蓄量が圧迫されている事実を示す。

よって、本件は総務省告示第１７９号が定める返礼割合３割基準に明確に違反する。

（４）内部規範（仕様書・実施要領）違反および「怠る事実」（地方自治法第２条第１４項違反）

①対象行為：

川西市が自ら定めた内部規範（仕様書・実施要領）に反する運用を行い、制度違反を認識しながら是正措置を怠った行為。

②内部規範の内容：

- ・返礼率は３割以下（仕様書５（１））
- ・原価は「すべての情報を想定」（Ｑ１８）
- ・返礼品の開拓・見直し・発注管理は市の責任（実施要領別紙２）

③違反事実

- ・原価１３０円・１６３円を把握しながら、原価７０円として誤申告した返礼品を掲載し続けた
- ・返礼率５２％・６５．４％の違反を是正せず、約１年半提供
- ・市が責任主体であるにもかかわらず、制度違反を放置

→ 内部規範違反＋怠る事実（地方自治法第２４２条第１項）

＊なお、発送可能数８４箱（２，０１６本）は、広報目的として市内コンビニ２店舗に卸した販売実績２５箱（約６００本）を大幅に上回っており、行政財産が返礼品目的に過度に振り向けられている状況を示す補強事実である。

この数量設定を認識しながら見直しを行わなかったことは、内部規範の趣旨に反し、制度違反を放置した「怠る事実」を構成する。

（５）地方公営企業法・公営企業会計基準違反（独立採算制の崩壊）

①対象行為：

災害備蓄目的（行政目的）とＰＲ・返礼品目的（事業目的）を混在させた水道事業運営により、費用と収益の対応関係を不明確にし、独立採算制を実質的に崩壊させている行為。

②法令：

地方公営企業法第１７条「公営企業は、その経費をその収入をもって償うことを原則とする。」

総務省「公営企業会計基準」費用と収益の対応（マッチング）の原則。

③違法性の構造：

行政目的（備蓄）、PR目的、返礼品目的が混在し、

- ・製造費130円・163.7円がどの目的の費用か不明

- ・卸値70円が何の収益か不明

- ・返礼品調達費がどの目的に属するか不明

→費用と収益の対応が崩壊し、独立採算制（公営企業会計基準）に反する。

（6）備蓄品からPR品への目的転換（複合違反の成立）

危機管理課への申出「令和8年度は従来どおりの備蓄量を確保できない（別紙－3）」により、災害備蓄水が返礼品・PR品として扱われている実態が明確である。

用途変更・目的外使用許可を行わずに返礼品として大量提供した行為は、

- ・地方自治法第238条の4

- ・総務省告示第5条（返礼品の適正性）に反する。

（7）PR妥当性の欠如（地方自治法第2条第14項違反）

川西市の水道水は「久代浄水場系統」と「多田浄水場系統」の2系統で供給されており、両者には水質（PFAS値）に明確な差異が存在する。

上下水道局広報誌「清和水KIWAMI VOL.52」は、災害備蓄水をPR目的で使用する旨を記載しているが、返礼品として提供されている水は、市民の15.56%しか飲用していない久代浄水場系統のものであり、PFAS値も久代浄水場（11.34ng/L：別紙－4）が多田浄水場（5ng/L未満）より高い。

国の暫定目標値（50ng/L以下）を満たしているとしても、多田浄水場が検出不能（5ng/L未満）であるにもかかわらず、あえて最大34ng/Lの久代浄水場系統を返礼品に用いる合理性は存在しない。

この健康関連情報を返礼品説明文に記載していないことは、全国民を対象とする制度における説明責任の欠落であり、地方自治法第2条第14項が求める「住民福祉の増進」および「最少の経費で最大の効果」に反する不当な行政判断である。

*小結論（第2章まとめ）

本章で整理したとおり、本件には、

- ・行政財産の無償・低額提供

- ・行政財産の目的外使用

- ・返礼割合3割基準違反

- ・内部規範違反および怠る事実

- ・公営企業会計基準違反

- ・用途転換による複合違反

- ・PR妥当性の欠如

等、複数の違法・不当な財務会計行為が累積的に成立している。

3. 事実関係の概要（時系列）

本章では、本件に係る事実関係を、行政財産の取得・製造・提供・返礼品化・停止判断に至るまで、時系列で整理する。なお、本件の違法性の中心は、行政財産の目的外使用許可の有無ではなく、自治体が現に支出した調達費が寄附額の3割を大幅に超過しているという、総務省告示第179号および地方税法第37条の2第2項第2号に基づく制度違反である。この点を踏まえ、以下の事実関係を確認する。

（1）事業の開始と性格の変遷

- ・平成23年度：水道水PRおよび災害備蓄を目的とする内部利用中心の事業として開始（災害備蓄水：きんたくんの力水）。外部販売・返礼品提供はなし。
- ・令和4年7月：ラベルを「川西市のもしもに備えた優しい水」に刷新し、これを契機に初めて外部企業への卸売りを開始。
- ・令和6年度：初めてふるさと納税返礼品として登録。しかし、行政財産の用途変更議決（地方自治法第238条の4）または目的外使用許可（同法第237条第2項）といった必要な行政手続は一切実施されていない。

（2）製造・費用構造

原材料：川西市の水道水（行政財産）

製造単価：

- ・令和6年度分：130円／本（賞味期限2年・加工委託先：A社）
- ・令和7年度以降：163.7円／本（賞味期限5年・加工委託先：B社）

完成品は川西市の所有に帰属し、行政財産となる。

（3）外部企業への提供および返礼品化

川西市上下水道局は、災害備蓄目的で製造したペットボトル水（行政財産）を、市内コンビニ2店舗に対しては1本あたり70円で提供している。

一方、同一の行政財産をふるさと納税返礼品として提供するに際し、総務省には原価を「70円」と申告しているが、実際の製造原価は令和6年度130円／本、令和7年度163.7円／本であり、返礼品の原価が70円である事実は存在しない。

返礼品応募用紙（「川西市ふるさとづくり寄附金 返礼品等応募用紙」2024年12月11日）には、返礼品提供数：年間84箱（数量限定84セット）と記載されており、1箱24本であるため、返礼品として使用（用意）された災害備蓄水は年間2,016本に達する。一方、R7年度において、災害備蓄水は市内コンビニ2店舗で年間約600本がPR目的で販売

されている。返礼品として使用された数量（２，０１６本）は、ＰＲ目的で販売された数量（６００本）を大きく上回っており、行政財産が返礼品目的に過度に振り向けられている状況が確認できる。

さらに、災害備蓄水は市内コンビニ２店舗だけでなく、市の施設である黒川里山センター（川西市黒川字中尾２６４）でも販売されている事実が確認できる。これは、災害備蓄目的で製造した行政財産が、返礼品・ＰＲ・販売の三目的に混在して使用されている実態を示すものであり、行政財産の目的外使用（地方自治法第２３８条の４）および備蓄量の圧迫（地方自治法第２条第１４項）の不当性をさらに補強する重要な事実である。

以上の事実から、災害備蓄水は本来の備蓄目的から逸脱し、返礼品・ＰＲ・販売用物品として大量に転用されていることが明確である。

なお、令和８年７月８日付で経営企画課より受領した回答（別紙－５）において、同製品の外部事業者による販売開始が令和４年度であること、令和４年度５８０本・令和５年度１４０本・令和６年度９３６本の販売実績が存在すること、令和６年度に市役所地下の貸店舗における販売１４４本が正式な販売実績として上下水道局に把握されていることが確認できた。

また、同回答（別紙－５）において、災害備蓄目的で製造した行政財産について「水道水のＰＲ及び災害備蓄用として製造している」との見解が示されており、災害備蓄目的と異なるＰＲ目的への用途転用を市自身が認めている。

このことは、災害備蓄目的で製造した行政財産が、用途変更議決や目的外使用許可を経ることなく、ＰＲ・販売・返礼品の三目的に混在して使用されていた事実を裏付けるものであり、地方自治法第２３８条の４に基づく行政財産の目的外使用が継続的に発生していたことを示す重要な事実である。

（４）広報目的販売実績と数量設定の不当性

コンビニ２店舗での販売実績はＲ７年度は、年間６００本（約２５箱）、１日あたり０．８本であり、広報活動としての通常規模を示す客観的データである。

これに対し、返礼品の「発送可能数」８４箱（２，０１６本）は、広報目的の販売の実績値２５箱を大幅に上回っており（３．３６倍）、行政財産が返礼品目的に過度に振り向けられている状況を示す。

総務省告示第５条は返礼品制度の適正運用を求めているとあり、本件数量設定はその趣旨に反する不当な運用である。

（５）行政内部の認識と一時停止

令和８年６月１９日、請求者による産業振興課への照会を契機として、同課は兵庫県市町振興課に対し、本返礼品の原価算定方法および返礼割合の

取扱いについて照会した。この際、市は返礼品原価を「70円×24本＝1,680円」と誤認して県に説明していたため、県はこの前提に基づき「3割以内である」との見解を示した。

しかし、市が後に「本件の製造原価は130円である」と訂正したところ、県は見解を改め、「総務省に相談する必要がある」「現時点では返礼品提供を一時停止することが望ましい」と回答した。

これを受け、令和8年6月22日、市は返礼品の提供を一時停止した。

この一時停止措置は、行政内部において返礼割合3割基準違反の疑いが共有されていたことを示す重要な事実である。

また、県市町振興課が「総務省に相談する」と明言し、市もその判断を待つ姿勢を示して返礼品提供を停止していることから、行政内部では総務省の判断を仰ぐ必要があるとの認識が共通していたと評価できる。

※県市町振興課が「総務省に相談する」と明言し、市もこれを受けて返礼品提供を一時停止していることから、行政内部では総務省の判断を待つ必要があるとの認識が共有されていた。

4. 財務会計行為該当性

本件は、次の具体的な財務会計行為に該当する。なお、返礼割合3割基準違反は、行政財産の目的外使用許可の有無によって解消される性質のものではなく、自治体が現に支出した調達費が寄附額の3割を超過しているという国の制度基準に対する重大な違反である。この点を踏まえ、以下の財務会計行為を確認する。

(1) 製造委託契約の締結

行政財産たるペットボトル水の製造委託契約を締結した行為。

(2) 加工費（調達費）の支出

130円／本・163.7円／本の製造費を公金から支出した行為（調達費）。

(3) 行政財産の管理・処分

災害備蓄用として取得した行政財産を、外部企業に70円／本で提供し、返礼品として転用させた行為。

(4) 違法状態の放置（怠る事実）

返礼割合3割超過・行政財産の目的外使用・無償提供状態を認識しながら、用途変更・対価是正・返礼品停止等の措置を講じなかった行為。

*補足：請求者による総務省への通報

本件の制度違反の疑いについて、請求者は6月24日付で総務省ふるさと納税ポータルサイト（総務省ふるさと納税制度相談窓口）を通じて通

報を行っている。これは、地方団体内部の判断とは別に、制度所管省庁に対し事実関係を報告したものであり、請求者として適正な制度運用を求める観点から実施したものである（別紙－６）。

5. 総括

本件は、

- ・行政財産法規（地方自治法第２３７条第２項・第２３８条の４）
- ・返礼品制度（総務省告示第１７９号・地方税法第３７条の２第２項第２号）
- ・地方公営企業法第１７条および公営企業会計基準
- ・地方自治法第２条第１４項（最少の経費で最大の効果）
- ・市自らの仕様書・実施要領・質問回答書

の複合的違反を構成するものであり、単なる事務ミスではなく、制度外構造と三重の不適正（行政財産の目的外使用・返礼割合違反・目的混在による会計不適正）が重なった重大な違法・不当行為である。特に、本件の違法性の中心は、行政財産の目的外使用許可の有無ではなく、自治体が現に支出した調達費が寄附額の３割を大幅に超過しているという、国の制度基準に対する明白な違反である。

なお、本件返礼品に使用された水道水は、市民の１５．５６％しか飲用していない久代浄水場系統の水であり、当該系統は多田浄水場と比較してＰＦＡＳ値が高い（久代：１１．３４ｎｇ／Ｌ、多田：５ｎｇ／Ｌ未満）。

川西市には２系統が存在するにもかかわらず、より安全性の高い多田系統ではなく、相対的にＰＦＡＳ値の高い久代系統を返礼品に用いた行政判断は合理性を欠く。

また、この水質差に関する健康関連情報を返礼品説明文に一切記載していないことは、全国民を対象とする返礼品制度における説明責任を欠くものであり、地方自治法第２条第１４項が求める「住民福祉の増進」および「最少の経費で最大の効果」の原則に反する不当な行政運営である。

6. 監査委員に求める措置

（１）監査の実施と結果の公表

本件に係る財務会計行為について、地方自治法第１９９条に基づき監査を行い、その結果を公表すること。

（２）是正措置の勧告

行政財産の目的外使用および無償・低額提供について、川西市長および関係部局長に対し、

- ・用途変更、目的外使用許可の適正な手続

- ・相当対価の徴収
- ・返礼品制度の適正運用

を含む是正措置を講ずるよう勧告すること。

なお、返礼割合 3 割基準違反は、行政財産の目的外使用許可の有無によって解消される性質のものではなく、自治体が現に支出した調達費が寄附額の 3 割を超過しているという国の制度基準に対する重大な違反である。

令和 7 年度の製造原価は 1 6 3. 7 円／本であり、1 箱（2 4 本）の原価は 3, 9 2 8 円 に達する。この原価水準をもって返礼割合 3 割基準を満たすためには、寄附額を 1 3, 1 0 0 円 に設定する必要があるが、これは制度趣旨に照らして現実的な寄附額設定とはいえず、制度の適正運用を著しく損なうものである。

したがって、監査委員は本件について厳正な監査を行い、返礼品提供の即時停止を含む制度違反の是正措置を市長に対し勧告する必要がある。

（３）関係職員の責任の有無の検証と再発防止策

関係職員の責任の有無を明らかにし、

- ・行政財産管理
- ・返礼品登録・管理
- ・公営企業会計 に関する再発防止策を講ずること。

＊なお、本件返礼品に係る返礼割合 3 割基準違反は、行政財産の目的外使用許可の有無、用途変更議決の有無によって正当化される性質のものではない。

返礼割合は地方税法第 3 7 条の 2 第 2 項第 2 号および総務省告示第 1 7 9 号に基づく国の制度基準であり、自治体が現に支出した調達費が寄附額の 3 割を超過している事実が存在する限り、いかなる内部手続を経たとしても違法性は解消されない。

また、行政財産の低額提供（7 0 円）は、仮に目的外使用許可が存在したとしても、地方自治法第 2 3 7 条第 2 項が求める「相当の対価」の徴収義務を満たさず、違法状態は継続する。

なお、行政財産の提供が市の主張する「PR 目的」であったとしても、地方自治法第 2 3 7 条第 2 項は目的の如何を問わず相当対価の徴収を義務付けており、原価割れの提供は正当化されない。また、本件返礼品に使用されている水は、市民の 1 5. 5 6 % しか飲用していない久代浄水場系統のものであり、P F A S 値も久代浄水場（1 1. 3 4 n g / L : 別紙－ 4）が多田浄水場（5 n g / L 未満）より高い。こうした健康関連情報を返礼品説明文に記載せず、全国民を対象とする制度において水源系統および P F A S 値を秘匿したまま提供していることは、説明責任の欠落であり、地方自治法第

2条第14項が求める「住民福祉の増進」「最少の経費で最大の効果」に反する不当な行政判断である。

よって、監査委員は本件について、目的外使用許可の有無やPR目的の主張に左右されることなく、返礼割合3割基準違反、行政財産管理の不当性、ならびに健康関連情報の不記載による説明責任の欠落について厳正な監査を行い、市長に対し制度違反の是正措置を勧告する必要がある。

第4 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

本件請求は、ふるさと納税制度における返礼割合の違法性（以下「返礼割合の違法性」という。）および行政財産管理義務違反についての監査を求めるものである。

まず1点目の返礼割合の違法性についてであるが、住民監査請求の対象となる違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項で規定する違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実である。返礼割合の違法性は、主として地方税法（昭和25年法律第226号）および総務省告示に適合しているか否かという制度運用上の問題である。これは、住民監査請求の対象となる、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実にはあたらない。

次に、2点目の行政財産管理義務違反についてであるが、請求人は上下水道局が委託製造したペットボトル入り備蓄水（以下「備蓄水」という。）が「行政財産」に該当することを前提として、「行政財産の目的外使用」の違法性を主張している。しかし、備蓄水は、地方自治法第238条に規定される「行政財産」としての性質を有していない。したがって、請求人が監査の対象として特定している「行政財産の目的外使用」という財務会計上の行為は存在しない。

以上のことから、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないと判断した。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

別記（請求人から提出のあった資料一覧）

- 別紙１　　Ｒ８年７月６日付経営企画課回答
- 別紙２　　Ｒ６年９月定例会回答（上下水道局長）
- 別紙３　　７月３日付危機管理課回答
- 別紙４　　（Ｒ２～Ｒ７）久代浄水池・着水井のＰＦＡＳ数値
- 別紙５　　Ｒ８年７月８日付経営企画課回答
- 別紙６　　Ｒ８年６月２４日付総務省への通報
- 別紙７　　兵庫県市町振興課税政担当者との通話内容に基づく事実証明
- 別紙７①　兵庫県市町振興課 税政担当者へのＦＡＸ送付分①
（Ｒ８年７月２８日）
- 別紙７②　兵庫県市町振興課 税政担当者へのＦＡＸ送付分②
（Ｒ８年７月２８日）
- 別紙７③　Ｒ７年度委託契約書（原価１６３．７円／本の算定根拠）①
- 別紙７④　Ｒ７年度委託契約書（原価１６３．７円／本の算定根拠）②
- 別紙８　　監査請求補充書
- 別紙８①　返礼品化の内部決裁
- 別紙８②　返礼品出庫の在庫簿
- 別紙８③　予算書①
- 別紙８④　予算書②

令和８年８月１０日

川西市監査委員　石　田　有　司

川西市監査委員　向　山　愛　子

川西市監査委員　吉　岡　健　次